

平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業  
「都道府県 地域生活定着支援センター」の円滑な運営に関する実践的研究

地域生活定着支援センター  
運営の手引き

平成22年  
改訂版



社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)

# 矯正施設等からの退所者の中には必要としている方がたくさんいます

各種研究から矯正施設の中に福祉の支援を必要とする方がたくさんいることが分かってきました。退所後の福祉の支援がないことが、下関放火事件に代表される、犯罪を繰り返す「累犯障害者」を生む原因になっています。研究結果を基に誕生した「地域生活定着支援センター」(以下定着支援センター)は、福祉と司法の架け橋としての役割を担います。

Q どれ位の福祉の支援を必要としている方がいますか？

A

知的障がい者(疑いを含む)

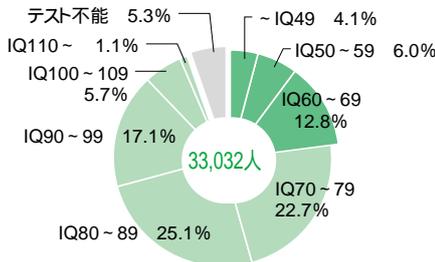
22.9%

高齢者(65歳以上)

7.2%

平成18年新受刑者に見る統計

IQ69以下の受刑者数



IQはCAPAS能力検査のIQ相当値を指す。

知的障がいとされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。平成18年は9,328人(テスト不能含む)でした。(「矯正統計年報 平成18年」)。一方、全国15庁(再入者や犯罪傾向の進んだ者を収容する刑務所11庁、初入者や犯罪傾向の進んでいない者を収容する刑務所4庁)の刑務所を対象にした法務省の調査によると、知的障がい者(疑いも含む)の受刑者410人(以下「平成18年特別調査対象者」)の内、療育手帳の所持者はわずか26人とどまっています(「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年法務省特別調査」)。

また、65歳以上の「高齢者」の犯罪も増加傾向にあります。平成20年の高齢入所受刑者は、調査を開始した昭和59年の9.2倍増の2,092人です(「犯罪白書 平成21年版」)。

平成18年の高齢受刑者数12.3%は、同じく高齢化が進んでいる韓国3.5%、米国5.4%と比較しても突出しています(「犯罪白書 平成20年版」)。

高齢者(65歳以上)の受刑者数

高齢者(65歳以上)の受刑者 7.2%

昭和59年(調査開始)の 9.2倍



Q どんな罪を犯しているのですか？

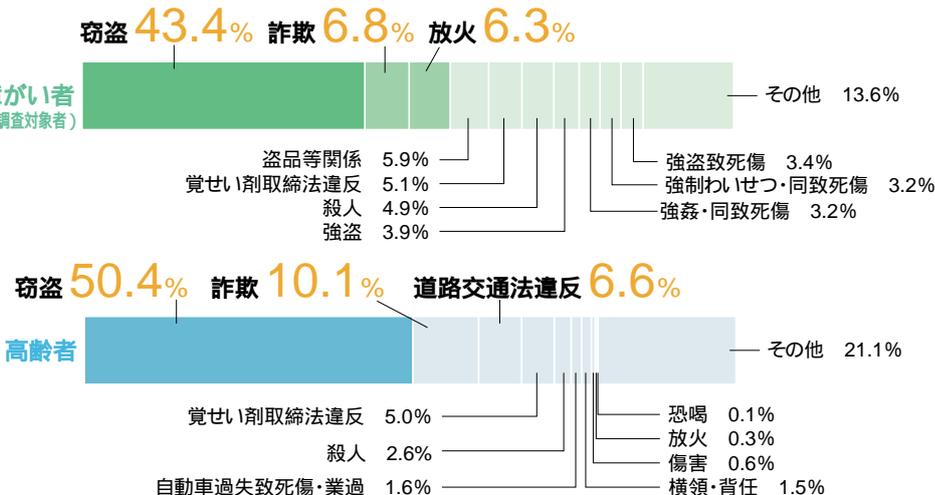
A

罪名(高齢・知的障がい者共に)

第1位 窃盗

第2位 詐欺

罪名



最も多い罪名は高齢者・知的障がい者共に「窃盗」、続いて無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」です。知的障がい者の犯罪動機は「困窮・生活苦」が36.8%で最多。高齢者の犯罪増加の要因である「窃盗」の動機は男性が「生活困窮」、女性では「対象物の所有」「節約」が多いです。(「犯罪白書 平成20年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」)

# 福祉の支援を

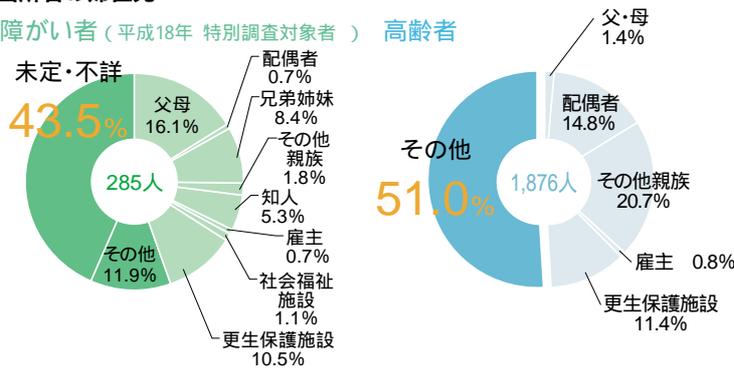
Q 何故罪を繰り返してしまうのですか？

A 退所後の支援の  
乏しさが原因です。

高齢者・知的障がい者に共通しているのは、満期出所の多さです。平成18年の全体の仮出所率52.6%に対して、特別調査対象者の知的障がい者の仮出所率は20.0%、また、高齢者は29.5%となっています。（「犯罪白書 平成21年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」）

## 満期出所者の帰住先

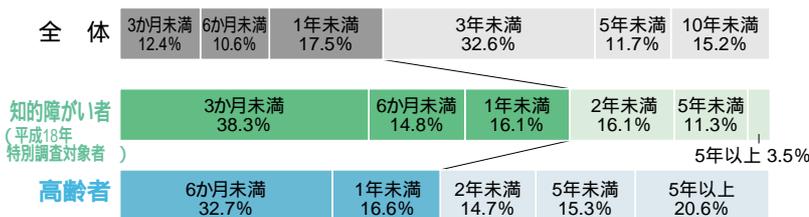
知的障がい者（平成18年 特別調査対象者） 高齢者



仮出所には帰住地や身元引受人が必要です。しかし、特別調査対象の知的障がい者も高齢者もその多くが、満期出所後の帰住予定先が「その他」「未定・不詳」となっています。

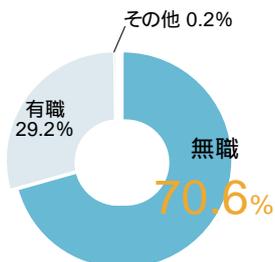
新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。特別調査対象の知的障がい者では69.2%、高齢者では49.3%が前回の退所から1年未満に再犯に至っています。（「犯罪白書 平成20年版」「刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について 平成18年 法務省特別調査」）

## 再犯期間



1年未満での再犯 知的障がい者 **69.2%** 高齢者 **49.3%**  
（平成18年特別調査対象者）

## 再犯者の有職者・無職者割合



再犯の内、70.6%を無職者が占めています（「犯罪白書 平成21年版」）。また高齢者の犯罪に至る背景として「経済的不安」の他に、「あきらめ・ホームレス志向」「疎外感・被差別感」等も指摘されています（「犯罪白書 平成20年版」）。就労支援も含めた地域の中で包み込む福祉の支援が求められています。

印は平成18年特別調査対象者410人のうち、受刑が2回目以上の285人のデータをまとめたもの。

## INDEX

### 地域生活定着支援センターの概要

- 罪を犯した障がい者・高齢者の現状.....01
- 刑事司法の流れ.....03
- 定着支援センターとは.....05
- 主な業務の流れ.....07

### 具体的な支援にあたって

- 定着支援センターの5つの業務.....10
- 支援にあたって.....13
- 福祉サービスにつなぐまで.....17
- つなぐ福祉のサービスにはどのようなもの(制度・ハード・ソフト)があるか...21

### 個人事例

- 事例1 障害者自立支援法等の事業所へつないだ方...44
- 事例2 生活保護法の事業所へつないだ方 .....49
- 事例3 集団生活になじまない方への支援 .....53
- 事例4 介護保険法の事業所へつないだ方 .....58
- 事例5 一極集中を緩和する支援のあり方（支援進行中）.....62

### 効果的な支援のあり方について

- point 1 「しあわせづくり」へのコーディネート .....66
- point 2 複数のネットワークで支える .....67
- point 3 個人情報と管理について .....69
- point 4 指定更生保護施設との連携 .....70
- point 5 地域移行支援事業 .....71

### 今後の課題

- 「特別調整対象者」の選定における知的障がい者の基準.....73
- 保証人及び身元引受人の問題.....73
- 司法から福祉へ引き継ぐ上での課題.....74

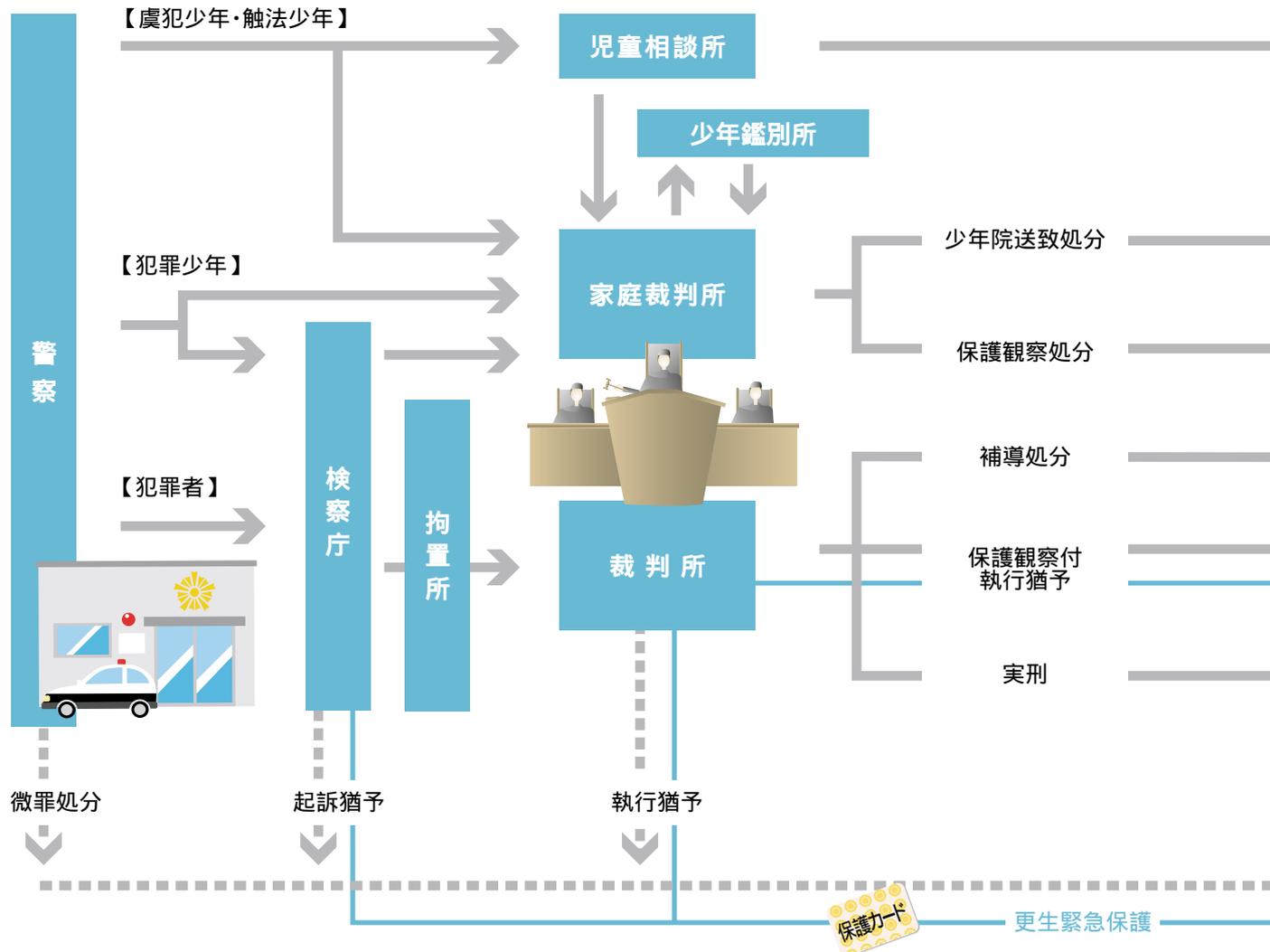
### 定着支援センターについてのQ & A

- .....14, 72

### 資料集

- 用語集.....76
- 関係書類・書式.....86
- 関連機関一覧 .....112

# 刑事司法の流れ



## point 1 非行少年の処遇

非行少年（20歳未満の男女）に対しては、少年が実際に犯した非行や被害の程度に加え、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇が行われるのが大きな特徴です。

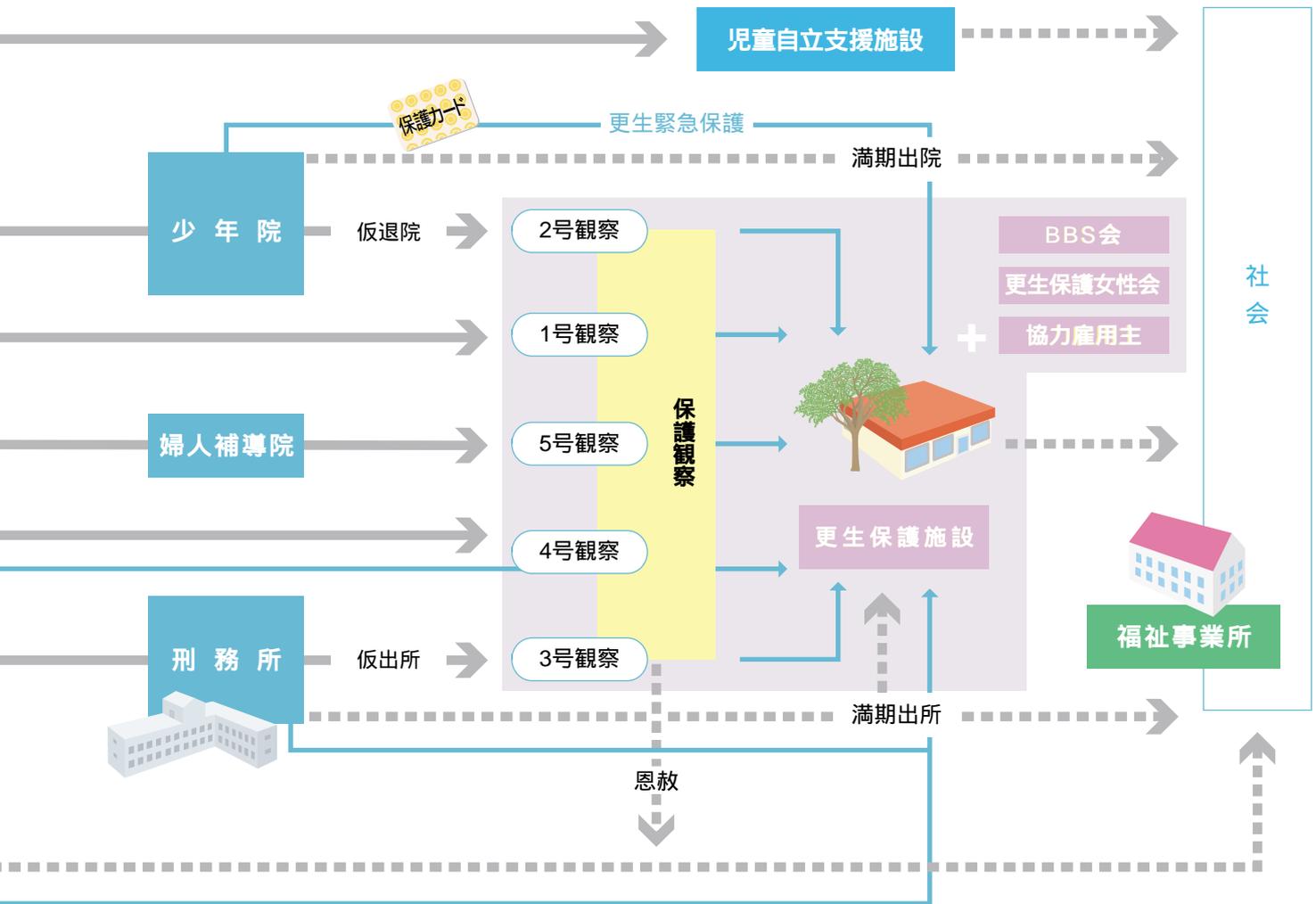
非行少年は少年法に基づき14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者（犯罪少年）、14歳未満の刑罰法令違反者（触法少年）及び将来刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年（虞犯少年）とに分かれます。

非行少年は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合には少年院へ送致されます。また、不良行為やそのおそれのある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58か所設置されています。（平成20年10月現在）

## point 2 保護観察制度

犯罪をした者又は非行のある少年に通常の社会生活を営みながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた地域ボランティアの保護司が連携し、面接等の方法により、遵守事項を守るよう指導監督を行うとともに、必要な補導援護を行います。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、住居の移動等に一定の制限が加えられます。

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮釈放を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間



### point 3 更生緊急保護・保護カード

更生緊急保護は、満期出所者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるものです。刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後6か月を超えない範囲内において行われますが、その者の改善更生を保護するため特に必要があると認めるときは、更に6か月を超えない範囲内において行うことができます。

国がこのような特別な保護を講じているのは、満期出所者等の中には、拘束を解かれて自由の身になっても、職業を得ることが困難であったり、親族からの援助が得られないか、又は生活保護法等に基づく一般の社会福祉からの保護を直ちに受けられない等の事情により、当座の衣食住にも窮して再び犯罪に陥る者が少なくないからです。

「更生緊急保護」の必要が認められるとき又は満期出所者等が希望するときには、刑事施設の長等から「保護カード」が交付されます。

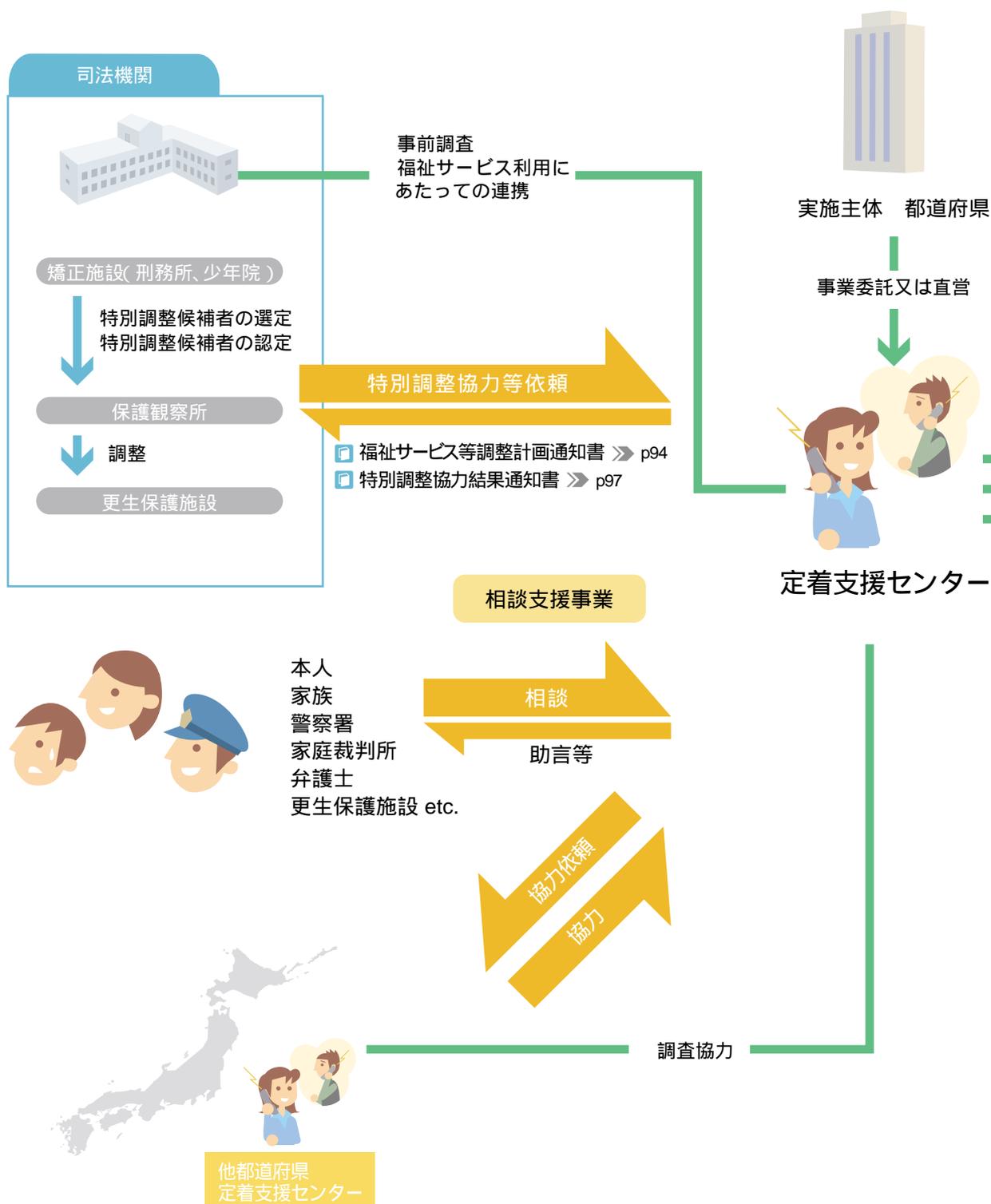
カードには、氏名等のほか、更生緊急保護の必要性に関する意見、参考事項等が記載されています。

保護観察所の長は、カードの交付を受けた者がこのカードを提示して更生緊急保護を申出たときは、事情を調査して更生緊急保護の措置を選定します。

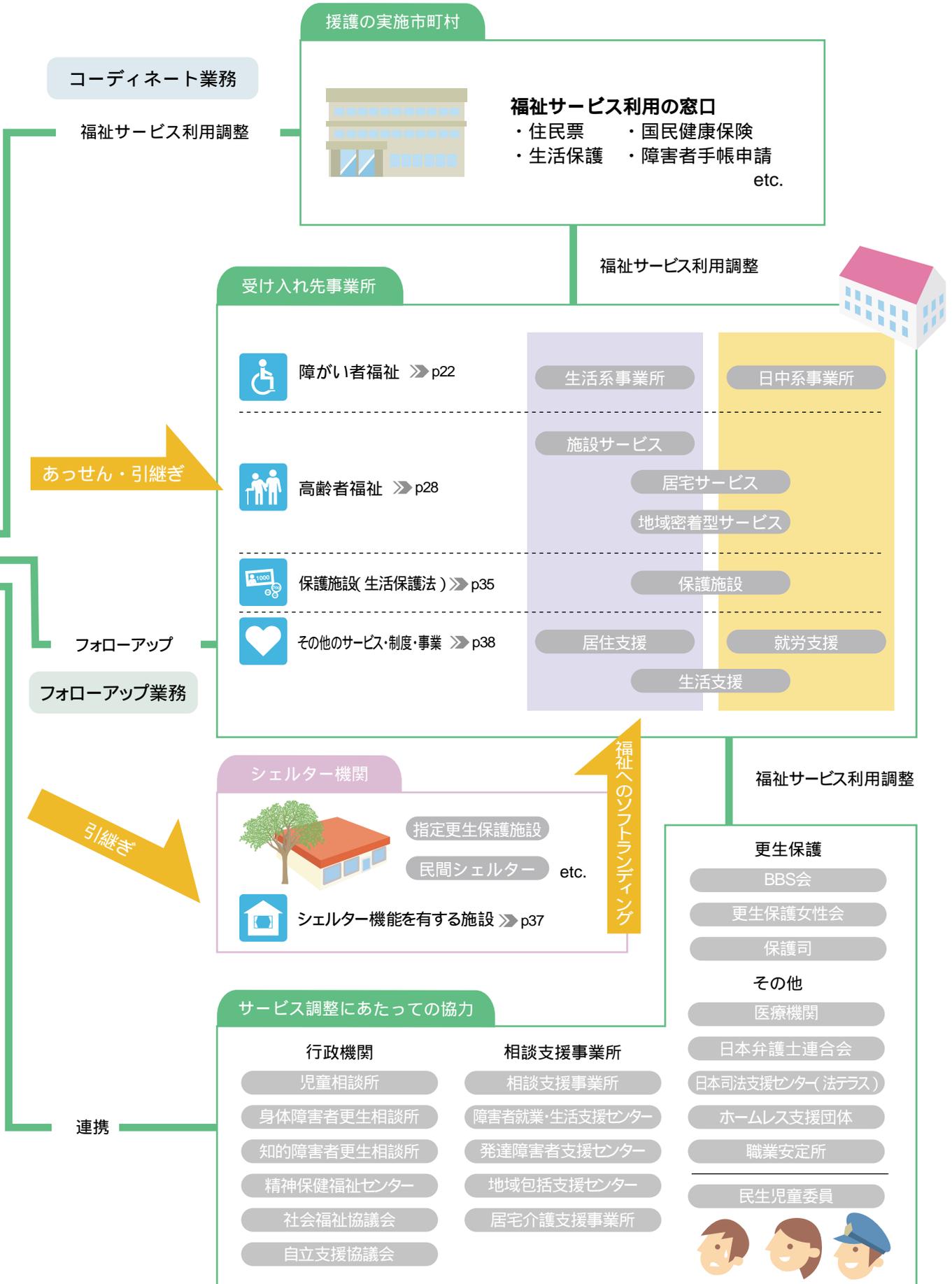
更生緊急保護の対象者	
1	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終わった者
2	懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者
3	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者
4	懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかった者
5	訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者
6	罰金又は料金の言渡しを受けた者
7	労役場から出場し、又は仮出場を許された者
8	少年院から退院し、又は仮退院を許された者(保護観察に付されている者を除く)

# 定着支援センターとは

定着支援センターは関係機関と連携し、矯正施設退所後の福祉サービス利用までの支援を行います。

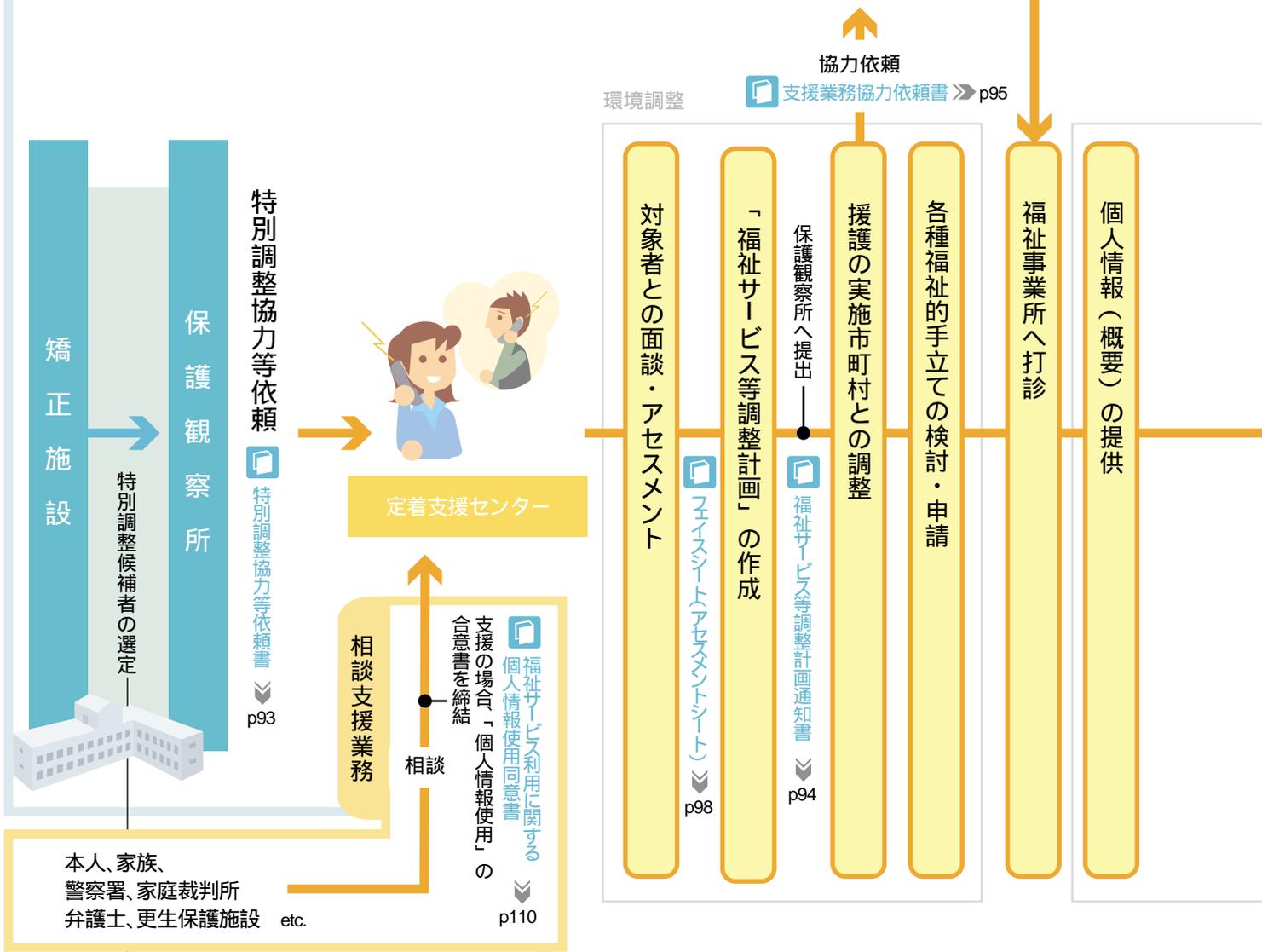


特別調整協力等依頼：センター所在地の都道府県の保護観察所からの特別調整の依頼



# 主な業務の流れ

## コーディネート業務



## 特別調整対象者

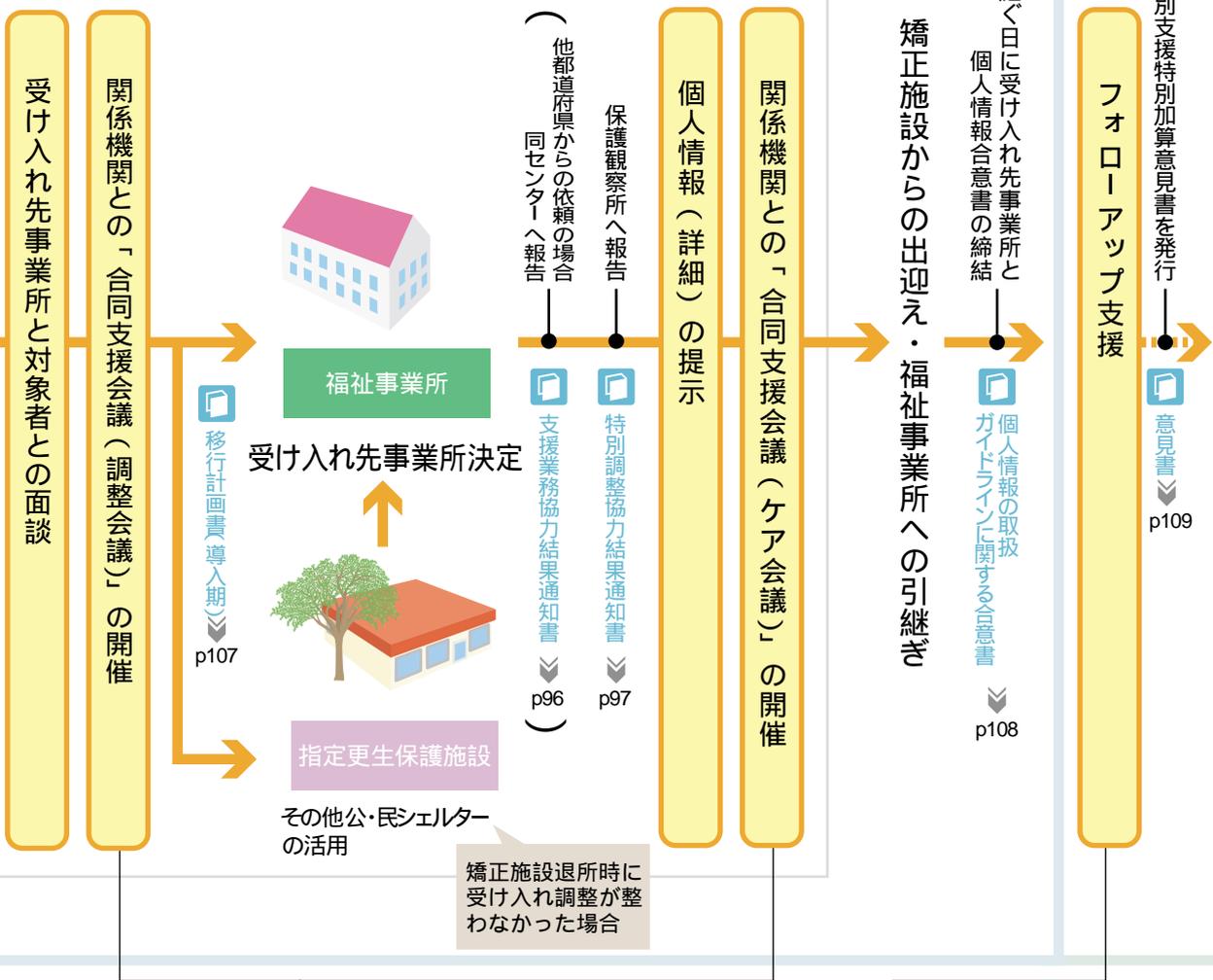
被收容者であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- 1 高齢(おおむね65歳以上をいう。以下同じ。)であり又は身体障害 知的障害若しくは精神障害があると認められること。
- 2 釈放後の住居がないこと。
- 3 高齢又は身体障害 知的障害若しくは精神障害により 釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で 公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
- 4 円滑な社会復帰のために 特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
- 5 特別調整の対象者となることを希望していること。
- 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で 公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に 保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。

(平成21年4月 法務省保観第244号 法務省矯正局長・保護局長通達)

フォローアップ業務

受け入れ先事業所との調整



合同支援会議（調整・ケア会議）

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し対象者の支援について検討を行います。これにより矯正施設から福祉事業所への移行がスムーズに行われます。

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 行政            | 相談支援事業所        |
| 福祉事務所         | 障害者就業・生活支援センター |
| 保護観察所         | 職業安定所          |
| 福祉事業所         | 医療機関           |
| 地域包括支援センター    |                |
| 定着支援センター etc. |                |

フォローアップ体制

受け入れ先事業所においても「フォローアップ」を行い、協働体制（支援ネットワーク）でしっかりとサポートします。

フェイスシート（アセスメント）作成の助言  
モニタリング（電話及び定期訪問）  
処遇面助言及び適宜関係機関との合同支援会議（ケア会議）の実施

